

業務指示書

セネガル国ンブール県水産資源管理・付加価値向上型水揚場整備計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年11月24日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 真野 修平 Mano. Shuhei@jica. go. jp

質問に対する回答：2016年11月28日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：水産施設整備に係るO/D、B/D、D/D、S/V

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／水産施設運営計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：水産施設運営計画
- 2) 対象国又は同類似地域：セネガル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 人材育成計画】

- 1) 類似業務の経験：高等教育における人材育成
- 2) 対象国又は同類似地域：セネガル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 建築・設備設計】

- 1) 類似業務の経験：水産施設に係る建築・設備設計
- 2) 対象国又は同類似地域：セネガル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年12月2日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

自然条件調査

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(XOF1 = 0.1754 円 , US\$1 = 104.758 円 , EUR1 = 115.108 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／水産施設運営計画
人材育成計画
建築・設備設計

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.32 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン2016年7月」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年12月16日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

セネガル国ンブル県水産資源管理・付加価値向上型水揚場整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括ノ水産施設運営計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 人材育成計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 建築・設備設計	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

セネガル国は西アフリカ地域有数の水産国であり、水産セクターは同国の輸出総額の約 21% (2015 年、経済財政計画省) を占める重要セクターである。このうち零細漁業は、水産セクターの年間総生産量の約 89% (383, 224 トン、同左)、年間総生産額の約 69% (約 936 億 FCFA、約 187 億円相当、2014 年、水産局) を占め、約 60 万人が従事する重要な産業である。しかしながら、1990 年代以降、沿岸部における魚の小型化や減少が報告されており、持続可能な資源管理の必要性が高まっている。また、施設の未整備等により、零細漁業で漁獲された水産物の取扱い、特に漁獲から水揚げ段階までの水産物の取扱いにおける鮮度・品質劣化が問題となっており、価値減損・漁獲後損失を招いている。このため、同国は、国家開発計画「セネガル新興計画 (PSE)」及び水産政策「水産分野開発政策書簡 (LPSD)」において、水産資源の持続的管理と水産物の付加価値向上を優先課題に位置付けている。

ンブール県は、同国の零細漁業生産量の約 40% (164, 742 トン/年、2013 年ンブール県水産支局) を担う最も零細漁業が盛んな拠点である。同県は対 EU 輸出認証を受けた 2 つの水揚施設を擁しており、同県生産量のほとんどが当該 2 施設にて水揚げされるが (2013 年実績 : 162, 917 トン)、当該 2 施設は水揚浜から施設までのアクセスや水揚施設内の水産物取扱区画などに衛生・品質管理面の課題があり、EU から改善が求められている。また、PSE の「優先活動計画 (2014~2018)」においても、ンブール県の水産施設の整備が優先案件に位置付けられている。

我が国のセネガル国に対する国別援助方針では、重点分野「持続的経済成長の後押し」の中に「第一次産業の振興を支援」する旨の記載があり、同方針別紙の事業展開計画においても「持続可能な漁業振興プログラム」が協力プログラムとして位置付けられている。また、対セネガル JICA 国別分析ペーパーでは、零細漁業の資源持続利用に基づいた水産物の付加価値化が重要と分析されている。さらに、JICA は、過去にンブール県を含む地域において、零細漁民主体の水産資源管理活動の実施促進を目的とした技術協力プロジェクト「漁民リーダー育成・零細漁業組織強化プロジェクト」(2009 年~2013 年) を実施しており、現在は水産資源の共同管理促進を目指したマスタープラン及びアクションプランの策定を念頭に、ンブール県を対象にした開発計画調査型技術協力「バリューチェーン開発による水産資源共同管理促進計画策定プロジェクト (PROCOVAL)」(2014 年~2017 年) を実施している。PROCOVAL で実施中のパイロットプロジェクトでは、現地水産会社・企業団体と連携し、水産物の鮮度・品質の改善等を含むバリューチェーンの開発に取り組んでおり、漁業者の便益向上を通じた資源管理活動を促進している。

以上の背景の下、セネガル国政府より、ンブール県における対 EU 輸出認証を受けた 2 つの水揚施設の整備・拡充を含む「ンブール県水産資源管理・付加価値向上型水揚場整備計画」(以下、「本プロジェクト」という) の要請があった。本プロジェクトは同水揚施設の整備・拡充に加え、水産資源の共同管理と水産物のバリューチェーン開発を担う人材育成を行うものである。セネガル国政府、および PROCOVAL で策定中のマスタープラン及びアクションプランは、日本を含む海外市場への販売促進のため、本プロジェクトサイトで水揚げされるタコ等の水産物の品質改善、対 EU 輸出

認証水揚施設の整備・増加、これらを通じた EU 輸出認証基準を満たす水産物の流通促進を目指している。従って、PROCOVAL と本プロジェクトとの相乗効果により、同国水産物の輸出拡大につながることも期待される。

2. プロジェクト概要

(1) プロジェクト目標：

ンブール県ンブール市及びジョアール市において流通する水産物の付加価値向上を図り、もって同国の零細漁業の輸出振興に寄与する。

(2) 期待される成果：

- ・ンブール県ンブール市及びジョアール市において、対 EU 輸出認証を受けた既存の水揚施設の整備・拡充が行われる。
- ・整備・拡充された水揚施設が、適切に利用され、維持される。

(3) 我が国への要請概要：

①ンブール市において整備・拡充する水揚場

(ア) 輸出ゾーンプラットフォーム 1,130 m²

(水産物の荷捌き・梱包ルーム (930 m²)、品質管理室、水産行政官室、小規模検査室、管理者用トイレ、魚卸売商用更衣室、魚卸売商用のトイレ及びシャワー、倉庫、貝類の前処理用スペース、深井戸水の処理室)

(イ) 下水処理施設

(ウ) ソーラーパネル設備

(エ) 正面玄関及び柵

(オ) 運搬車用道路

(カ) 駐車場

(キ) アクセス道路の舗装

(ク) 飲料水供給設備 (深井戸、給水塔、処理設備)

(ケ) 公共排水路の改修

(コ) 海岸との境界を定めるための柵付き塀

(サ) 機材 (プラスチックパレット、冷蔵室、恒温ブルコンテナ、台秤、選別用ステンレステーブル、エアコン、高圧洗浄機、高圧殺虫機、情報処理用機材)

②ジョアール市において整備・拡充する水揚場

(ア) 輸出ゾーンプラットフォーム 695 m²

(水産物の荷捌き・梱包ルーム (420 m²)、品質管理室、水産行政官室、小規模検査室、管理者用トイレ、魚卸売商用更衣室、魚卸売商用のトイレ及びシャワー、倉庫、貝類の前処理用スペース、深井戸水の処理室)

(イ) 下水処理施設

- (ウ) ソーラーパネル設備
 - (エ) 正面玄関及び柵
 - (オ) 運搬車用道路
 - (カ) 駐車場
 - (キ) アクセス道路の舗装
 - (ク) 飲料水供給設備（深井戸、給水塔、処理設備）
 - (ケ) 公共排水路の改修
 - (コ) 海岸との境界を定めるための柵付き塀
 - (サ) 機材（プラスチックパレット、冷蔵室、恒温ブルコンテナ、台秤、選別用ステンレステーブル、エアコン、高圧洗浄機、高圧殺虫機、情報処理用機材）
- ③ンブール市及びジョアール市における既存のアフリカ圏向け市場用の機材調達
- ・ンブール市：ブルコンテナ台×100
 - ・ジョアール市：ブルコンテナ台×130
- ④新しい小規模の認可水揚場の建設
- ・ンダイエン村
 - ・ニヤニン村

(4) 対象地域：

ティエス州ンブール県（ンブール市、ジョアール市、ンダイエン村、ニヤニン村）

(5) 実施機関：

漁業・海洋経済省水産局、企業水産加工局

(6) 受益者：

直接受益者：ンブール市水揚ゾーンを利用している漁民 6,500 人及び仲買人約 800 人
 ジョアール市水揚ゾーンを利用している漁民約 5,000 人及び仲買人約 600 人

間接受益者：ンブール市民約 18 万人及びジョアール市民約 4 万人

（※今回の業務では 1（3）④の要請内容については対応しない予定（5（7）参照のこと）であるため、ンダイエン村、ニヤニン村は受益対象として計上しない。）

3. 業務の目的

無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景及び概要を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、セネガル国政府から要請のあった本プロジェクトについて、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地での調査において、当機構がセネガル国側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査（以下「現地調査」という）、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査（以下「概略説明調査」という）、の2回の渡航を予定している。また、それぞれの調査に際しては、第3の4のとおり、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

なお、調査に際しては、先方実施機関が2機関にまたがっている点に留意し、調査の冒頭において、両機関の役割分担及び意思決定プロセス等を確認すること。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議すること。

なお、特に以下の2つの段階においては、JICAが開催し日本側関係者が出席する会議に出席し、内容を確認することとする。

①現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。（下記6（15）②に該当）

②概略説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。（下記6（20）に該当）

(3) 設計・積算にかかる参照マニュアル

本業務において設計・積算を行うに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」及び同補完編・機材編（2016年4月）を参照する。同マニュアルは、設計、積算を行う上での、留意すべき共通事項、代表的セクターの留意事項について記載した内容となっているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

なお、下記5（8）において言及する件については、別途当該指示に従い設計・積算すること。

(4) 過去の類似案件の教訓の適用

類似案件のカメルーン国の無償資金協力事業「零細漁業センター整備計画（2005年度）」の事後評価では、センター整備後の施設の財務・運営管理体制に不備があったことから施設運営に支障を来したことが指摘された。当該教訓を活かし、本プロジェクトでは調査にて施設整備後の維持・管理体制を慎重に確認・精査する。

(5) PROCOVAL との相乗効果

上記1に記載がある通り、当機構は、2014年から2017年にかけて、水産資源の共同管理促進を目指したマスタープラン及びアクションプランの策定を念頭に、ンブール県を対象にした開発計画調査型技術協力「バリューチェーン開発による水産資源共同管理促進計画策定プロジェクト（PROCOVAL）」を実施している。PROCOVALで策定中のマスタープラン及びアクションプランでは、水産物の付加価値向上の一つの手段として対EU輸出認証水揚施設の整備・増加が言及される予定であり、相乗的な開発効果発現の観点から、本プロジェクトはこれまでのPROCOVALの実施成果と整合性を図りつつ計画・実施することが望ましい。このため、PROCOVALとの関連性を念頭に入れ、本調査を実施すること。

なお、PROCOVALの詳細については以下のURLを確認すること。

<http://www.jica.go.jp/oda/project/1200392/index.html>

(6) 飲料水供給設備への対応

我が国への要請内容には「飲料水供給設備」が含まれているが、飲料水としての水質基準を満たす水を確保することは困難であると予測される。また、本プロジェクトにおいて、「飲料水」の供給設備を新設することは必須ではないものと考えられる。このため、本プロジェクトにて本コンポーネントへ対応することは難しく、当機構より飲料水基準を満たさない給水設備とすることについて理解を得ることを考えている。このことを念頭に置いて本調査を実施すること。

(7) 新しい小規模の認可水揚場の建設

我が国への要請内容の一つに「新しい小規模の認可水揚場の建設（ンダイエン、ニヤニン）」が含まれている。これは、PROCOVALにて、衛生的な水産物の取扱い、資源管理活動の促進等を目的として先行的に建設されたンガパロ、ポワント・サレーンにおける認可水揚場と同様の規模・内容のものが想定されている。

しかしながら、ンガパロ、ポワント・サレーンの認可水揚場は、ローカルリソースを生かしつつ比較的安価かつ十分に機能する施設の先例として建設されたものでもあり、今後建設される施設については、日本の無償資金協力ではなく、先方負担として建設されることが望ましい。

このため、本調査では、当機構よりンダイエン、ニヤニンの施設については今回のプロジェクトでは実施しないことにつき、先方に理解を求めることを考えている。このことを念頭に置いて本調査を実施すること。

(8) ソフトコンポーネントとしての留学生受入の可能性の協議・検討

本プロジェクトの成果を発現させるためには、水産資源の共同管理と輸出を念頭に置いた水産物のバリューチェーン開発を担う人材の育成が重要であり、本調査においては、同分野に係る支援を本プロジェクトのソフトコンポーネントで支援する枠組みを検討することとする。ソフトコンポーネントでの同分野の支援内容としては、本邦への留学生受入（修士課程、上限3名程度）を想定している。

留学生の受入については、ソフトコンポーネント・ガイドライン（第3版・2010年10月）に準拠した形で全体計画を検討することとするが、活動、実施リソース調達方法の具体的内容については、過去の人材育成奨学計画の準備調査報告書も参考に検討するものとし、投入規模や調達基準については、必ずしもソフトコンポーネント・ガイドラインの内容に合致しなくてもよい。また、留学生受入の積算にあたっては、人材育成支援無償（JDS）事業積算マニュアル（2014年10月）を準拠することとする。

(9) 留学生受入の追加的支援業務の可能性

現地調査により、本プロジェクト成果発現のために人材育成が必要性と認められ、なおかつ育成すべき適切な人材が確認されるなど、ソフトコンポーネントによる留学生受入の必要性・妥当性が確認された場合、留学生選考、受入大学への出願にかかる支援業務を、本業務に契約変更にて追加する場合もあることに留意すること。

(10) 整備期間中の水揚施設機能の確保

既存水揚施設は地域の流通拠点でもあることから、本調査において、施設整備中の水揚施設機能を確保するための方策（運営方法、必要な仮設設備計画等）及びその妥当性について確認すること。

(11) 環境社会配慮

本事業は当機構の環境社会配慮ガイドライン（2010年4月、以下「JICA環境ガイドライン」）に掲げる港湾セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、環境カテゴリーはBと分類されている。

なお、本プロジェクトの実施に当たっては、プロジェクトサイトで商業を営む商人等の活動地域の移転が発生する可能性がある。このため、本調査において、移転を要する商人等の人数や経済・社会状況等をセンサス調査で確認し、簡易住民移転計画の作成支援を行うこと。調査方針については、十分にJICAと協議を行うこと。また、調査の初期段階で、非自発的住民移転及び用地取得の規模について把握し、JICAに報告すること。

(12) ジェンダー配慮

本調査では、ジェンダーの視点も配慮すること。具体的には、プロジェクトによる裨益効果を確認する際には、男女別に確認できるように男女別にデータを収集すること。また、施設の利用者、関係者に対してヒアリング等を行う際は、男女双方から意見を聞き、現状把握したうえで、施設設計（トイレの設計仕様等）に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案すること。なお、車椅子利用者や高齢者等が利用しやすいバリアフリー対策等についても配慮すること。

(13) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイドンス」(2014年9月)(以下、「安全管理ガイドンス」)の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、セネガル国での最近の既往調査報告書等や JICA セネガル事務所から同国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手(あるいは相手国政府に確認)すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する(もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる)。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針及び収集したセネガル国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりセネガル国の他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてセネガル国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA 現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA セネガル事務所と協議し、相手国政府から入手(あるいは相手国政府に確認)が必要な情報について同事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。

6. 業務の内容

現時点で想定される調査の内容は以下のとおりであるが、業務を効果的・効率的に実施するために必要と考えられる作業・調査等があれば、プロポーザルの中で具体的に提案すること。

<国内事前準備>

(1) インセプションレポートの作成等

- ①要請書等の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。
- ②国内で入手可能な資料、統計データ等から、セネガル国の国家開発計画、水産セクターに関する開発計画、農業及び水産セクターに関する現状や概要、他ドナーの援助動向、本計画に関連する社会経済状況を把握する。
- ③これまでセネガル国において水産セクターで実施された我が国の協力の実績を把握し、同国において無償資金協力を実施するに当たり参考にすべき点や留意すべき点を抽出する。
- ④安全管理ガイドンスの趣旨を踏まえ、セネガル国での最近の既往調査報告書等や JICA セネガル事務所から同国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手(あるいは相手国政府に確認)すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定する。
- ⑤留学生受入について、想定される本邦の受入大学(対象数は最大で2大学を想定)の入学要件、入学決定方法に係る情報収集を行う。
- ⑥以上を踏まえたうえで、調査全体の方針・方法を検討し、調査項目を整理し、調査計画を策定する。また、当機構とも相談のうえ、インセプションレポート、質問票を作成する。

<現地調査>

(2) インセプションレポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員と協力し、インセプションレポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・目的・問題点等の確認・整理

- ①国内事前準備において取りまとめた各種情報に加え、セネガル国における国家開発計画、水産開発計画及び水産関連の統計情報等を調査・確認し、当該セクターの現状と課題を把握する。また、これら開発計画におけるプロジェクトの位置づけを明確に把握する。加えて、実施機関となっている漁業・海洋経済省水産局及び企業水産加工局の役割分担、意思決定プロセス等を確認する。
- ②先方政府関係者より、本プロジェクトの背景、目的等を聴取し、プロジェクトが対応すべき問題点、実施に当たっての留意点等を確認・整理する。特に、今回対象となっている2つの水揚施設の現在の利用状況、各要請コンポーネントの必要性（飲料水供給設備の内容について、必ず確認すること（上記5（6）））、先方負担事項について聴取・整理する。
- ③計画サイトにおける上下水道、電力、交通、通信等の基礎インフラの整備状況を確認する。
- ④既存施設の利用状況（利用船舶の数、サイズ、入港・水揚・滞在時間等）を調査し、現況を定性的・定量的に把握するとともに問題点を抽出・分析する。
- ⑤施設利用者に対してインタビュー調査等を行い、要請内容の必要性、妥当性を分析・検討するとともに各要請コンポーネントの優先順位を検討する。また、適正な整備・拡充の規模について検討する。
- ⑥セネガル国における他ドナーの関連案件を調査し、動向を把握する。
- ⑦セネガル国における対EU輸出のための条件や手続き、また水揚施設が対EU輸出認証を得るための手続きや審査機関等についての情報を確認・整理する。
- ⑧以上を踏まえ、プロジェクト目標の妥当性を慎重に検証し、必要に応じて先方と修正の協議を行う。このとき、プロジェクト目標に対する効果指標についても検討・協議を行うこと。

(4) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクトの実施機関である海洋漁業局の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

(5) プロジェクト終了後の維持・管理体制の確認・検討

本プロジェクトの終了後に、整備・拡充された施設の維持・管理をどのような体制（組織、人員とその能力、業務所掌、収入源、会計管理制度等）で行うか確認し、施設の規模、本プロジェクトの目的等に照らしてその妥当性を検討する。

(6) 自然条件調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、本プロジェクトサイ

トにおいて、別紙「自然条件調査仕様書」に示す調査項目を参考に自然条件調査を行う。本件については現地再委託にて実施することを認めるが、現地再委託で調査を実施する場合には、調査方法の妥当性及び調査結果の質の確保に十分に留意すること。

なお、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、使用、数量等）については、プロポーザルにて提案を求める。別紙に記載する項目以外に必要と判断される自然条件などの調査が考えられる場合には、併せてプロポーザルで提案すること。

（７）環境社会配慮に関する調査

JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案（モニタリングフォーム案を含む）の作成を行う。報告書の作成においては、「環境社会配慮カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2011年6月）」を参照すること。また、セネガル国側と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドラインの環境チェックリスト案を作成する。

①環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

- ア ベースとなる環境社会の状況（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む）の確認
- イ 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - a) 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - b) JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
 - c) 関係機関の役割
- ウ スコーピング（検討すべき代替案、重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- エ 影響の予測
- オ 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討
- カ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- キ 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成
- ク 予算、財源、実施体制の明確化
- ケ ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者¹、協議方法・協議内容等の検討）

②大規模ではないが商業移転・住民移転が生じる場合若しくは用地取得が生じる場合、JICA 環境ガイドラインに基づき、簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下ア～シのとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成は、「環境社会配慮カテゴリ B 案件報

¹ 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

告書執筆要領（2011年6月）」に基づくこととする。なお、簡易住民移転計画案を策定するために実施した社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も、当機構へ提出すること。本プロジェクトのために既に用地取得あるいは商業移転・住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境ガイドラインと乖離がある場合には、その解消策を提案すること。

- ア 用地取得・商業移転・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）の必要性
- イ プロジェクト対象地の全所有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ウ プロジェクト対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- エ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- オ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- カ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- キ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ク 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務
- ケ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- コ 費用と財源
- サ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- シ 社会的弱者²や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

（8）建築設計調査

- ①関連法規・規制（EU 輸出認証の関連を含む）、自然条件等を考慮の上、適切な施工計画を策定する。
- ②本計画サイトは既存水揚施設であるため、水揚施設活動への影響を極力生じさせないように施工計画を策定する（上記5（10）も参照のこと）。

² 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

(9) 施工計画調査

- ①施設配置は、ヒト・モノ双方の一連の動線に配慮するとともに、施設利用者の利便性に極力差が生じないように計画する。
- ②施設については、耐久性に留意し、先方による維持管理が可能な内容、構造、規模、仕様とする。また、生鮮食品を販売する施設であることから、清掃や排水等衛生管理が容易な施設計画を検討する。
- ③本計画ではトイレの建設が含まれるが、現地の維持管理体制及び建設コストを踏まえ、必要な処理容量に対して適切な処理方法を検討する。
- ④関連法規、規制、電気・水の供給状況、自然条件等を考慮の上、適切な施工計画を策定する。
- ⑤維持管理に影響を及ぼす可能性のある塩害について調査を行い、施設(ソーラーパネル設備等)の塩害を考慮した設計とすること。また、資機材の維持管理費の算出にあたっては塩害対策を含めて行い、計画内容の妥当性を検討すること。
- ⑥6(1)④にて収集した情報を踏まえ、施工時の工事安全対策のための調査を行う。施工計画の策定に際して、工事中の安全の確保について、同ガイダンスの安全施工技術指針及び収集したセネガル国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最新のセネガル国の他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映する。施工業者の労働災害防止、住民・通行者等第三者の安全確保等に配慮した安全対策を含む施工計画を作成する。
- ⑦現地の治安状況を確認し、治安面での安全に配慮した施工計画を検討する。

(10) 機材計画調査

機材の選定には、実施機関の技術レベル、メンテナンスの容易さ(代理店、アフターケア及びサポート体制、スペアパーツの入手性等)を十分に考慮し、計画に反映させる。また、技術的・予算的負担の軽減を考慮し、維持管理費用が継続的に見込まれる機材については、その妥当性や規模・仕様を慎重に検討する。なお、以上を考慮しつつも、入札における競争性を阻害することのないように留意する。

(11) 調達事情調査

- ①現地施工業者の施工能力、技術力、要員、建設機械の保有状況等を確認する。
- ②セネガル国内における建設事情、建設資材・関連機材の調達事情及びスペアパーツの流通事情を確認する。
- ③資機材・消耗品等の現地調達のほか他国(日本または第三国)調達を含めた調達先、価格(輸送費及び輸入経路を含む)、アフターサービスの体制等について調査する。
- ④上記の結果を踏まえ、価格及び消耗品の入手容易性、アフターサービスの内容等も含めて十分に考慮した上で、資機材の調達方法を検討する。

(12) ソフトコンポーネント計画策定のための事前調査(留学生受入)

上記6(5)において、ソフトコンポーネントによる留学生受入の必要性が認められた場合、上

記6(1)で収集した情報を基に、想定受入大学の入学要件、入学決定に係る留意事項を先方に説明する。また、その上で、想定される留学生の募集・選考方法について協議・確認する。

(13) 相手国側負担事項の整理

相手国負担事項(用地確保、各種建設許可の取得、アクセス道路の確保、電気設備の引き込み等)のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。なお、本プロジェクトではサイト選定、用地確保に際して、原則的に非自発的住民移転が生じないように留意するが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認の上、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は、無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算とともに事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は贈与契約締結時及び詳細設計調査時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には、必ず事務所へ報告する。

(14) 現地調査結果の取りまとめ

- ①現地調査結果及び収集資料等の整理、分析、評価の取りまとめを行う。
- ②本計画について協力可能な内容、規模、範囲を検討する。
- ③ミニッツ案(仏文・英文)の作成に協力する。
- ④施工時の工事安全対策に関する情報を取りまとめ、JICAセネガル事務所に報告を行う。

<国内解析>

(15) 現地調査結果の報告

- ①「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2015年4月改訂版)」を参照し、現地調査結果概要(和文)を作成する。
- ②帰国報告会に参加し、調査結果を報告する。

(16) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び当機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略設計、機材仕様書(案))を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)(2009年3月)」及び同補完編・機材編(2016年4月)を参照して設計総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることをとする。

積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥

当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

機材については、入札に対応できる制度を確保する。

① 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

② 基本計画（施設の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。また、本計画施設の建設及び機材の調達方法に関しては、施工及び維持管理に係るコスト等を勘案し、複数の代替案を設定した上で最適案を提示する。

③ 概略設計図

④ 施工管理計画

ア 施工方針/調達方針

イ 施工上/調達上の留意事項

ウ 施工区分/調達・据付区分（先方負担工事との区分）

エ 施工監理計画/調達監理計画

オ 品質管理計画

カ 資機材等調達計画

キ 初期操作指導・運用指導等計画

ク 実施工程

⑤ 機材調達計画

⑥ ソフトコンポーネント計画

（１７）プロジェクトの概略事業費の積算

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算するとともに、完工後の施設の維持管理費を算出する。

積算にあたっては、ソフトコンポーネントによる留学生受入は「人材育成支援無償（JDS）事業積算マニュアル（2014年10月）」を、その他については「協力準備調査設計・積算マニュアル（施行版）（2009年3月）」及び同補完編・機材編（2016年4月）を参照して積算総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

①概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月改訂版）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

②事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件について

の以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

- ア 実施時期
- イ 事業費（総事業費及び内訳）
- ウ 概略の仕様
- エ 入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- オ 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）
- カ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

③予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、当機構がその要否を検討するために、現地調査等を通じて以下のリスク情報を収集・分析し、これを当機構に提供する。

- ア 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- イ 工事量変動にかかるリスク
- ウ 自然条件にかかるリスク（洪水等）
- エ 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ 治安状況にかかるリスク

（18）協力対象事業実施に当たっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

（19）プロジェクトの評価／事業効果指標の設定

プロジェクトの評価を、妥当性・有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標として①水産物の輸出量、②整備・拡充した施設にて水揚げされた水産物の単価等を想定しているが、より適切な指標及び目標値の設定のためベースライン調査を行う。ベースライン調査に当たっては、指標を測るデータの有無、入手方法等を含め、指標としての妥当性を確認すること。（本業務にかかる情報収集はベースライン調査として現地再委託を認める。）

（20）準備調査報告書（案）の作成・協議

これまでの調査等の結果を準備調査報告書（案）として取りまとめ、その内容について当機構等と協議・確認する。

（21）事業概要の本邦企業への説明

相手国政府関係者との説明・協議前に本邦企業（一般社団法人 海外建設協会等の業界団体含む）へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情等の事業実施に重要なポイントの成果を説明する。企業側から質問等が出た場合には、当機構と対応を協議する。

(22) 協力対象事業実施にあたっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えられとされる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するにあたり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(23) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に、事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法を検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

<概略説明調査>

(24) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)をセネガル国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概算事業費含む)。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

<国内整理>

(25) 準備調査報告書等の作成

セネガル国政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成・提出する。

- ①概略事業費(無償)積算内訳書
- ②概要資料
- ③準備調査報告書
- ④機材仕様書
- ⑤デジタル画像集
- ⑥進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(8)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、成果品として当機構へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1) 業務計画書 : 和文3部

- (2) インセプションレポート : 和文 3 部、仏文 10 部
- (3) 現地調査結果概要 : 和文 10 部
- (4) 準備調査報告書(案) : 和文 10 部、仏文 10 部
- (5) 概略事業費(無償)積算内訳書 : 和文 2 部
(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)
- (6) 概要資料 : 和文 1 部及びCD-R 1 枚
(※完成予想図を含む。)
- (7) 準備調査報告書 : 和文(製本版) 8 部及びCD-R 1 枚
(※完成予想図を含む。) : 仏文(製本版) 16 部及びCD-R 3 枚
: 和文(簡易製本版) 2 部及びCD-R 1 枚
- (8) 機材仕様書 : 和文 2 部、仏文 2 部
- (9) デジタル画像集 : CD-R 2 枚(デジタル画像 40 枚程度)
- (10) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版 : 仏文 3 部

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (5) については「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)」(2009 年 3 月)及び同補完編・機材編(2016 年 4 月)を、その他については「無償資金協力をに係る報告書等作成のためのガイドライン(2015 年 4 月改訂版)」を参照することとする。

注 3) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014 年 11 月)」を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2017年1月上旬より国内事前準備を開始し、2017年1月中旬より現地調査を行う。帰国後に国内解析（積算審査に要する期間を含む）を実施し、2017年8月中旬から概略説明調査を行う。帰国後、国内整理を行い、2017年9月中旬に概要資料の、10月中旬までに準備調査報告書の提出を想定する。

	2017年									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
国内準備	<input type="checkbox"/>									
現地調査										
国内解析										
概略説明調査										
国内整理									<input type="checkbox"/>	
概要資料提出									▲	
準備調査報告書提出										▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：21.38 MM（通訳除く）

(2) 業務従事者の構成（案）

- ①業務主任／水産施設運営計画（2号）
- ②建築・設備設計（3号）
- ③土木施設設計・自然条件調査
- ④機材・調達計画
- ⑤施工計画・積算
- ⑥環境社会配慮
- ⑦人材育成計画（3号）

（注）業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

(3) 通訳

本調査には通訳（仏語）を配置することも可とする。ただし、経費は直接費のみとする。

また、日本から参团する通訳団員は1名を上限とするが、現地での通訳雇上も必要に応じ認める。雇上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

3. 配布資料及び参考資料

(1) 配布資料

①無償資金協力要請書

②環境社会配慮カテゴリ B 案件報告書執筆要領 (2011年6月)

(2) 参考資料 (JICA ホームページに掲載)

①協力準備調査設計・積算マニュアル (試行版) (2009年3月)

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_man.html

②ソフトコンポーネント・ガイドライン (第3版・2010年10月)

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/info/soft01.pdf

③人材育成支援無償 (JDS) 事業積算マニュアル (2014年10月)

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pq00001t6gt2-att/sakisan08.pdf

④環境社会配慮ガイドライン (2010年4月)

<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>

⑤ODA 建設工事安全管理ガイダンス (2014年9月)

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/ku57pq00001nz4eu-att/guidance_ja.pdf

⑥無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン (2015年4月改訂版)

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/

⑦コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014年11月)

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjj-att/ind_guide12_01.pdf

⑧コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2013年11月版)

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html

⑨JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)

<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

⑩セネガル共和国「漁業資源評価・管理計画調査」最終報告書 (2006年10月)

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/11838802_01.pdf

⑪セネガル共和国「漁民リーダー・零細漁業組織強化プロジェクト (COGEPAS)」ファイナルレポート (2013年3月)

http://open_jicareport.jica.go.jp/890/890/890_526_12236527.html

4. 当機構からの参加団員の構成と現地での調査行程 (案)

(1) 現地調査

①団員構成：総括、計画管理

②調査行程：約15日間

③目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクトの目的、協力範囲、

実施体制等を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 概略説明調査

① 団員構成：総括、計画管理

② 調査行程：約 10 日間

③ 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

自然条件調査及びベースライン調査については、経験・知見を豊富に有する現地の機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める。現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこととする。なお、現地再委託で調査を実施する場合には、調査方法の妥当性及び調査結果の質の確保に十分に留意すること。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。また、自然条件調査については、別見積りとする。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本プロジェクトが我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを詳細設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

詳細設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016 年 10 月版）」の様式 4-2 及び様式 4-3 を準用した表を添付すること。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地での調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 業務用資機材の輸出管理

本調査の実施のために受注者が本邦から携行する資機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らないものであつてかつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

(4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあつては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭

に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

7. 安全管理

- (1) 現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。
- (2) セネガル国の治安状況については、JICA セネガル事務所、在セネガル日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、その指示に従うこと。また、現地作業時の安全確保のため、関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。加えて、JICA セネガル事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。なお、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載することとする。

以上

セネガル国「ンブール県水産資源管理・付加価値向上型水揚場整備計画」準備調査
自然条件調査仕様書（案）

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイト（ンブール市、ジョアール市、ンダイエン、ニヤニン）における地形、地質、水源などの自然条件を的確に把握するものであり、当該結果から今後予測される気候変動等も踏まえ対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により整備・拡充される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資するとともに、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記す。先方要請内容とその設計積算手順を勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記載するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

これらの調査については現地再委託を認める。また所要の費用は見積もりに含めない（外見積り）ものとする。

2. 調査項目

調査項目には主に以下のものがある。プロポーザルには、各項目について、目的、内容、数量、単価などを記載すること。

- (1) 気象調査
- (2) 地形調査
- (3) 地質調査
- (4) 地盤調査
- (5) 地下水調査
- (6) 海象調査
- (7) 海底調査

3. 調査項目の記載例

(1) 気象調査

調査目的 気象に係る各種情報を収集し、もしくは直接に観測し、構造物や機材（ソーラーパネル等）への影響を推測する。

調査内容 気象情報調査、気象観測、他
成果品 気象情報の分析結果

(2) 地形測量

調査目的 施設の平面／断面計画（設計、積算）を行うに際し、検討に必要な地形図を作成する。

調査内容 平板測量、水準測量、基準点測量、他
成果品 地形図（平面図、断面図）

(3) 地質調査

調査目的 構造物建設の位置決定、基礎形式の検討に必要な情報（地質の地層、岩石、深さ、物性等）を確認する。

調査内容 地表踏査、ボーリング、標準貫入試験、室内岩石/土質試験、他
成果品 地質図（平面図、断面図）、ボーリング柱状図、室内試験結果

(4) 地盤調査

調査目的 構造物の基礎計画のため、地盤を構成する地質、土質の物理的／力学的性質を把握する。

調査内容 地耐力試験、圧密試験、他
成果品 試験結果

(5) 地下水調査

調査目的 地下水の分布、深度、水量、水質等の情報を把握する。

調査内容 ボーリング、水位・水質・水温、電気探査、電気検層、透水試験、揚水試験、他
成果品 観測記録、試験結果

(6) 海象調査

調査目的 海流、潮流の動き、過去から現在までの海岸線の変化等を調査し、漂砂、堆積及び浸食の予測を行い施設への影響を検討する。

調査内容 波高、波向、波浪、潮位、潮流、水温、漂砂調査、衛星写真調査、他
成果品 観測記録、分析結果

(7) 海底調査

調査目的 構造物の設計（特に公共排水路）のため、海底の地形情報等を把握する。

調査内容 深浅測量、音波探査、底質採取、潜水観察、他
成果品 海底地形図（平面図、断面図）、底質図、堆積物分布図

以上